

定款

公益財団法人 神戸やまぶき財団

平成24年5月1日制定

平成24年6月11日 評議員会改訂

(平成25年1月1日施行)

平成26年9月13日 評議員会改訂

平成28年9月24日 評議員会改訂

2020年(令和2年)6月27日 評議員会改定

2025年(令和7年)6月21日 評議員会改定

公益財団法人 神戸やまぶき財団

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、公益財団法人神戸やまぶき財団と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 当法人は、障害者、要保護児童および難病患者の支援に関する事業を行い、これらの者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 障害者および要保護児童の教育、自立支援、生活保護等のサポートを行う施設・団体等への支援
- (2) 障害者および要保護児童が高等教育および専門知識・技術等を修得しようとする活動への支援
- (3) 難病の小児患者およびその家族をサポートする団体、医療従事機関への支援
- (4) 障害者、要保護児童および難病患者に対する奨学金の支給
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、兵庫県において行うものとする。

第3章 資産および会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、当法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

- 2 基本財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするときおよび基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会および評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第7条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類、その他法令で定める書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長(第22条に規定する理事長をいう。以下同じ。)が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告および決算)

第8条 当法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(活動計算書)
- (5) 貸借対照表および損益計算書(活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号および第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事および監事ならびに評議員の名簿
- (3) 理事および監事ならびに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織および事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 当法人に評議員6名以上10名以内を置く。

(評議員の選任および解任)

第11条 評議員の選任および解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議によって行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えない者であること。

- イ 当該評議員およびその配偶者または3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻届していないが事実上婚姻関係と同様の事情のある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロまたはハに掲げる者以外の者であって当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ホ ハまたはニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものにあつては、その代表者または管理人)または業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員および地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人
または同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第8号の規定の適用を受けるものをいう。)または認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者または他の在任評議員の任期と同一とすることができる。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、評議員の中から、評議員会議長を1名選任する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事および監事ならびに評議員の選任および解任
- (2) 理事および監事の報酬等の総額
- (3) 理事、監事および評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表および正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分または除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分または除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長および会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名押印しなければならない。

(評議員会の決議の省略)

第20条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

第6章 役員

(役員の設定)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、他の理事の中から、専務理事または常務理事を1名選任することができる。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事または常務理事をもって、一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事および監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長および専務理事または常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事および監事の選任については、次のとおりとする。
 - イ 各理事について、当該理事と特別利害関係(一方の者が他方の者の配偶者または3親等以内の親族である関係その他特別な利害関係)にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えるものであってはならない。監事についても同様とする。
 - ロ 他の同一の団体(公益財団法人を除く)の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えるものであってはならない。監事についても同様とする。
 - ハ 各理事について、監事と特別利害関係を有するものであってはならない。
- ニ 毎事業年度における収益の額、費用および損失の額等に関する一定の基準に達する場合は、理事の内1人以上が、当該法人の業務執行理事または使用人であったことのない者その他これに準ずる者である必要がある。
- ホ 監事(監事が2名以上の場合、うち1名以上)が、その就任の前10年間当該法人の理事または使用人であったことがない者その他これに準ずる者とする。

(理事の職務および権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令およびこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事または常務理事は、理事長を補佐し、当法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長および専務理事または常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した理事の補欠または増員として、または監事の補欠として選任された役員の任期は、前任者または他の在任役員の任期と同一とすることができる。
- 4 理事または監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事または監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第28条 理事および監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除または限定)

- 第29条 当法人は、役員的一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 当法人は、外部役員との間で、一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長および専務理事または常務理事の選定および解職

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会の議長は、理事長とする。
- 3 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議および報告の省略)

第34条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、この限りではない。

- 2 理事または監事が理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 3 前項の規定は、第24条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長および監事は、前項の議事録に署名押印する。

理事長が欠席した場合には、出席した理事および監事が、前項の議事録に署名押印する。

第8章 選考委員会

(選考委員会)

第36条 当法人には、第4条の事業の実施のため、選考委員会を置く。

2 選考委員会は、第4条に掲げる支援の対象者の選考を行い、その選考結果を理事長に報告し、理事長が支援の対象者を決定する。

(選考委員)

第37条 第4条の事業の対象となる者を選考するための選考委員会は、5名以上10名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、選考分野の有識者のうちから、理事会で選出し、理事長が委嘱する。

3 委員のうちには、当法人の役員および評議員から2名以内を委嘱する。

ただし、3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 委員のいずれか1名と親族、特定の企業の関係者その他特殊の関係のある者の合計数は、委員現在数の3分の1を超えてはならない。また、委員のいずれか1名と同一の業界の関係者の合計数は、委員現在数の2分の1を超えてはならない。

5 委員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時までとする。

第9章 事務局

(事務局および職員)

第38条 当法人の事務を処理するため、事務局および必要な職員を置く。

2 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

3 職員は、有給とすることができる。

4 事務局の組織および運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第10章 定款の変更、解散、残余財産の帰属

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条および第11条についても適用する。

(解散)

第40条 当法人は、基本財産の滅失による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合

(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、

公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から

1箇月以内に、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。

以下「認定法」という。)第5条第20号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国もしくは地方公共団体または認定法第5条第20号に掲げる法人であつて租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 保有株式の権利行使

(保有株式の権利行使)

第44条 当法人が保有する株式または出資について、その株式または出資に係る議決権を行使する場合には、第33条の規定にかかわらず、あらかじめ理事会において理事総数(理事現在数)の3分の2以上の承認を要する。

第13章 情報公開等

(情報公開等)

第45条 当法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。